

兵庫県合同輸血療法委員会設置要綱

(設 置)

第1条 輸血療法に関する調査、検討等を行い、兵庫県における安全かつ適正な輸血療法の推進に資するため、兵庫県合同輸血療法委員会（以下、「合同委員会」という。）を設立する。

(事 業)

第2条 合同委員会は次の事業を行う。

- (1) 輸血療法に関する調査、研究
- (2) 輸血療法に関する研修及び講演会の開催
- (3) 輸血療法に関する情報交換
- (4) その他、輸血療法に必要な事項

(構 成)

第3条 合同委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 兵庫県内医療機関の輸血療法委員長、輸血責任医師及び輸血業務担当者等
- (2) 兵庫県の血液行政担当者
- (3) 兵庫県赤十字血液センター職員
- (4) その他必要と認める者

(正副委員長)

第4条 合同委員会に、委員長、副委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により定める。
- 3 委員長は委員会を代表し会務を総括する。
- 4 副委員長は委員長が指名する。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 合同委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 合同委員会の会議は、必要に応じ適宜開催する。
- 3 委員長は、委員のほか、意見等を聞くために必要があると認められる者を会議に出席させることができる。

(ワーキンググループ)

第6条 委員長は別に定めるワーキンググループ設置要綱に基づき、合同委員会内にワーキンググループを設置することができる。

(事務局)

第7条 合同委員会の事務局は、兵庫県赤十字血液センター内に置く。

(その他)

第8条 本要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年5月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年9月29日から施行する。

2 第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

3 (ワーキンググループ)

第6条 委員長は別に定めるワーキンググループ設置要綱に基づき、合同委員会内にワーキンググループを設置することができる。

附 則

この要綱は、平成27年2月13日から施行する。

2 別表「兵庫県内医療機関の輸血療法委員長、輸血責任医師及び輸血業務担当者等」の項の「8名以内」の欄を「11名以内」に改める。

3 別表「計」の項の「12名以内」の欄を「15名以内」に改める。

別表

| 組織 | 人数 |
|-----------------------------------|--------|
| 兵庫県内医療機関の輸血療法委員長、輸血責任医師及び輸血業務担当者等 | 1 1名以内 |
| 兵庫県の血液行政担当者 | 1名以内 |
| 兵庫県赤十字血液センター職員 | 1名以内 |
| その他必要と認める者 | 2名以内 |
| 計 | 1 5名以内 |